

## 令和5年度夏季手当（第2回）団体交渉

① 日 時 令和5年6月15日（木）18時51分～19時00分

② 場 所 東京区政会館20階203会議室

③ 出席者

（当局）佐藤副区長会会長（荒川）、寺田副区長会副会長（新宿）、  
桑村副区長（品川）、坂田副区長（千代田）、佐藤副区長（文京）、  
杉浦副区長（渋谷）、渡辺副区長（杉並）、植竹副区長（葛飾）、  
入澤副管理者（特人厚）、小林人事企画部長、林調査課長、新井勤労課長  
（組合）岩間執行委員長、中條副執行委員長、石澤副執行委員長、籠谷書記長、  
八田企画調査担当部長、西嶋賃金対策担当部長、東矢組織担当部長、  
小宮山教育宣伝担当部長

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

本日は、夏季一時金等に関して、皆さんから要求のありました事項について、回答いたします。

さて、内閣府による先月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復している」とする一方、その先行きについては、「世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とし、引き続き警戒感を示しております。

このような経済状況のもと、各特別区の財政は極めて厳しい状況下にあります。特別区は、限られた財源で、質の高い区民サービスを提供していかなければなりません。

私どもは、この間、特別区を取り巻く非常に厳しい情勢を始め、国や他団体、民間企業の動向等を踏まえ、慎重に検討を重ねてまいりましたが、夏季一時金に関する皆さんの要求には、応えられる状況にはないと判断しましたので、現行の条例、規則どおりに支給することといたします。

なお、特別給の支給水準については、国、他団体の動向等を踏まえて、引き続き、慎重に検討してまいります。

次に、職務段階別加算に関する要求について申し上げます。

職務段階別加算は、職務・職責に応じた適切な給与処遇を実現することを目的としたものであります。

今後も、国や他団体の動向を踏まえつつ、職責に応じた加算という制度の趣旨に則

って検討してまいりたいと考えております。

次に、勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化すべきとの要求について申し上げます。

勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されるものであり、期末手当とは基本的に性格の異なるものであります。

期末手当、勤勉手当の支給割合については、人事委員会の勧告を踏まえ、国や他団体の状況等を考慮した上で決定しており、現時点においては適切なものと考えておりますが、今後もそのあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、特別給における欠勤等の取扱いに関する要求について申し上げます。

現行の制度は、他の給与制度との均衡や各休暇制度の趣旨等を考慮して構築しているものであり、現時点では改正の必要はないものと認識しております。

次に、基準日主義に関する要求について申し上げます。

基準日現在のサービスの状況により支給対象外となる職員の範囲については、国及び他団体の状況等を勘案して設定しているものであり、現状では、改正は困難であると考えております。

次に、人事委員会に対する要請に係る検討結果について申し上げます。

私どもは、一時的とはいえ、特例的措置が継続されている現状において、人事院と全ての人事委員会が共同で同一内容の民間給与実態調査を行っていることや、人事委員会が独立した人事行政機関であることなどを踏まえると、公民比較方法自体の見直しについての要請は困難であると考えております。

一方、特例的措置は、公民較差算定に大きな影響を与えており、昨今、他自治体等との人材獲得競争が激化していることから、重要・必要なものであると考えております。

こうしたことから、私どもは、令和5年勧告に向け、人事委員会に対して、特例的措置の重要性と継続の必要性を伝えることとします。

また、私どもは、引き続き、各区における職層構成比の適正化に向けた取組の現状分析を進めてまいります。

次に、保育教諭について申し上げます。

私どもは、本年秋の給与改定交渉前に、取りまとめた最終報告書の内容に係る労使双方の話合いの場を設けることとします。

最後に一言申し上げます。

職員の皆さんには、ウィズコロナに向けて、最前線で奮闘いただいておりますことに、区長会として、改めて、心から敬意と感謝を申し上げます。

私どもも、総力を挙げて取り組んでいく所存でありますので、皆さんにも、引き続きのご協力をお願いいたします。

私からは以上です。

〈特区連〉

ただいま、特区連が5月15日に提出した「2023年度夏季一時金等に関する要求書」への回答等が示されました。

夏季一時金については、国及び他団体の状況や民間企業における支給状況等を考慮した結果、特区連の要求に応えられる状況になく、「現行の条例、規則どおりに支給する」とのことです。

また、加算措置の改善を始めとする諸要求についても、従来の認識を繰り返すにとどまり、事実上ゼロ回答となっております。

夏季一時金支給月数については、支給日も迫ってきており、了といたしますが、引き続き、年間一時金支給月数の改善を求めていくものです。

また、加算措置の改善を始めとした諸要求については、いずれも重要な要求であり、引き続き、検討と協議を求めていくものです。

その上で、いくつか申し上げます。

第一に、人事委員会に対する要請についてです。

特例的な措置の継続について要請するとの回答にとどまったことは、大変遺憾です。行政系人事制度改革によって、8層制から6層制と級の統合を行った時点で公民比較対応関係の見直しを行うべきものでありました。

また、制度改革においては、昇任意欲を醸成し、管理監督職を拡大することを目的としていましたが、主任職昇任選考では、受験率の低下など目的に逆行する状況となっております。

こうしたことからラスパイレス指数を始め、特別区職員の賃金水準は、他団体と比較しても不当に引き下げられたものとなっております。回答にもあった「他自治体等との人材獲得競争が激化している」との認識を持っていながら、不当に低い賃金水準の改善を行わないことは、矛盾した対応であると言わざるを得ません。

人事委員会に対し、公民比較方法の見直しを要請することを、重ねて求めるものです。

第二に、会計年度任用職員の給与に係る取扱いについてです。

会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて、前回の団体交渉で「慎重に検討」としてはいますが、その後の検討状況について説明を求めます。

さて、皆さん方から提案のありました、特別区職員経験者採用試験・選考における受験資格の改正についてですが、合格者の質の確保の方法や民間給与を上回る初任給等処遇面の改善、若年層の早期退職者の増加など、受験資格の緩和以外にも検討すべき課題は多いと考えますが、要件の緩和により、一定の受験者の増加が見込まれるこ

とから、提案については、これを受け入れることとします。

私からは以上です。

〈当局〉

ただいま、皆さんの考え方について、改めて伺いました。

皆さんから発言のあった総務省からの会計年度任用職員の給与に係る取扱いに関する通知への対応については、本通知の内容が、現行の特別区における取扱いや、改めて協議するとしている期末手当支給月数の改定時期の見直し内容と相違するものであることから、私どもとしては、引き続き、慎重に検討し、本年秋の給与改定交渉に臨んでまいりたいと考えております。

さて、夏季一時金の支給月数について、私どもの判断をご了解いただくとともに、特別区職員経験者採用試験・選考における受験資格の改正について、妥結のご回答をいただき、ありがとうございます。

なお、今年度の特別給については、今後の人事委員会の勧告等を踏まえ、皆さんと協議してまいりたいと考えております。